

証紙の返還申請方法について

お買い求めいただいた三重県収入証紙が不要になりましたら、下記の方法により、返還を受け付けています。

ただし、返還された証紙の還付額は、当該証紙の額面金額から小売販売手数料に相当する額を控除した金額「**額面金額の100分の97.8に相当する金額。(1円未満の端数は切り捨て)**」となりますので御了承ください。

◎証紙返還申請方法

証紙返還申請書に不要となった三重県収入証紙を添えて、下記送付先へ送付してください。

- ① 期限はありません。
- ② 台紙に貼り付けた証紙は、剥がさずに、そのまま証紙返還申請書に添付してください。
- ③送付先
〒514-8570
津市広明町13番地
三重県出納局 出納総務課 出納・資金班
TEL 059-224-2781
- ④還付方法は口座振込となります。

◎証紙返還申請書記入時の注意事項

<申請者欄>

ア) 申請者が個人の場合

- ・住所・氏名（ふりがなを忘れずに）を御記入のうえ押印してください（氏名を自署される場合は、押印の省略ができます。）。
- ・販売人への返還請求（返還請求の期限があります。）については、従前どおり押印が必要です。

イ) 申請者が法人の場合

- ・法人で、代表者名を署名しない場合は、氏名を記載の上、代表者印の押印を行うか、別紙（任意様式）に取扱い担当者の役職名、氏名、電話番号を記載した書面を添付していただければ、押印を省略することができます。
- ・販売人への返還請求（返還請求の期限があります。）については、従前どおり押印が必要です。

ウ) 電話番号を忘れずに御記入ください。

※ 日中連絡が取れる番号（携帯電話可）をお願いします。

<振込指定口座欄>

還付口座は申請者御本人名義の金融機関口座に限ります。

※代理人が申請を行う場合や申請者以外の者を受領者とする場合は委任状が必要になります。